

沖縄県マリンタウン MICE エリア形成事業基本計画の改定等に係る
有識者委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業の事業者選定に向かって、沖縄県マリンタウン MICE エリア形成事業基本計画の改定等（以下「本業務」）の実施にあたって、有識者の意見を聴取するため開催する有識者委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本業務に関する次の事項を所掌する。

- (1) 沖縄県マリンタウン MICE エリア形成事業基本計画の改定に関する検討
- (2) 沖縄県マリンタウン MICE エリア形成のためのまちづくりに関する検討
- (3) 沖縄コンベンションセンターのあり方に関する検討

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 委員長が会議の開催を決定し、事務局から各委員に通知する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。なお、オンラインでの出席を認める。
- 4 委員長が議事の検討にあたって必要と認める場合、又は委員若しくは事務局から提案がある場合であって、その提案について委員長が特に必要があると認めるときは、委員長は、その議事に関係ある者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 別表1に掲げる委員のうち、有識者及び行政の分野の委員が会議を欠席する場合、委員長は当該委員から委任を受けた者の出席を認めることができる。

(委員の責務)

第5条 委員は、公正且つ公平に審議を行わなければならない。

- 2 委員は、直接又は間接を問わず、当該事業に関する応募に参加してはならない。
- 3 委員が当該事業に関する応募に参加したことが判明したときは、県は委員が関与した応札者の入札を選考対象外として取り扱うものとする。
- 4 委員は、審議の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。ただし、県が公表した情報については、この限りではない。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、設置の日から、第2条の目的が達成したときまでとする。

(事務局及び庶務)

第7条 委員会の事務局を沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課に置き、庶務全般を処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月16日から施行する。

別表1(第3条関係)

五十音順（敬称略）

分野	氏名	所属等	役職
1 学識経験者	神谷 大介	琉球大学 工学部 社会基盤デザインコース 教授	委員
2 行政	崎原 盛秀	サンライズ推進協議会 副会長 西原町 町長	委員
3 行政	照屋 勉	サンライズ推進協議会 会長 与那原町 町長	委員
4 有識者	原 利一	(株) プリプレス・センター D X 経営コンサルティング部 M I C E マーケティングマネージャー (元 くにびきメッセ 誘致統括監)	委員
5 有識者	渕辺 美紀	沖縄経済同友会 代表幹事 ((株)ジェイシーシー代表取締役会長)	委員
6 有識者	前田 博	森・濱田松本法律事務所 弁護士	委員
7 有識者	宮国 英理子	(株)りゅうぎん総合研究所 常務取締役	委員
8 有識者	山本 牧子	MPI Japan Chapter 名誉会長 ((株)Finesse Hospitality Management 代表取締役)	委員